

令和6年度

三次市立甲奴中学校区

生徒指導規程

第1章 総則

この規程は、三次市立甲奴中学校区で学校教育を受ける児童生徒の人格の完成を目指すとともに、保護者、教職員が協力して次代を担う児童生徒の健やかな成長を図るために定めるものとする。この規程は、義務教育9年間の見通しを持った指導について、全市的な共通認識、共通実践を図るためのものである。

※三次市のグランドデザイン

「みよし結芽人～幸輝心～」

○自分自身が芽のように伸び、自分の夢や思いを結び、達成させる。

○学び続けるための「好奇心」を持ちつつ、自他の幸せに向かって成長し続ける。

＜甲奴中学校校区のめざす子供像＞

「ふるさと甲奴を誇りに思い、主体的に学ぶ子供」

【甲奴中学校の場合】

※学校教育目標

「前向き Be positive！」

＜めざす生徒像＞

- ・高い志をもち、課題解決に向けて主体的に学び、根拠をもとに正しく行動する生徒
- ・人間性豊かで思いやりがあり、他者と協働的に取り組む生徒
- ・一歩前に踏み出し、ねばり強く最後まで取り組む生徒

【小童小学校の場合】

※学校教育目標

『ふるさとを誇りに思い、自らの未来を切り拓いていく小童っ子の育成

考動(考えて動く)』

＜めざす児童像＞

- ・進んで学ぶ子
- ・かかわりあう子
- ・乗り越える子

【甲奴小学校の場合】

※学校教育目標

『文武両道』

すすんで きたえ みがき のびる

「社会の変化に対応できる心豊かでたくましい子供の育成」

＜めざす児童像＞

- ・自分が好き…夢（目標とする姿）を持ち、自ら進んで最後までねばり強くやりぬく子
- ・友だちが好き…友だちのよさを見つけ、自ら進んで一緒に働き・遊び・学ぶ子
- ・甲奴が好き…身の回りに目を向け、甲奴のよさを見つけ、自ら進んで表現できる子

（目的）

第1条 この規程は、三次市立甲奴中学校（校区）の各学校の教育目標を達成するためのものである。児童生徒の人格の完成をめざして、自主的・自律的に充実した学校生活を送らせるという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 指導内容について

1 学校生活に関すること

	共 通		
登 下 校	第2条 登下校については、次のことを指導する。社会の一員として、交通安全ルールを守り、登下校をする。また、自転車通学違反については、特別な指導をする。		
	甲奴中学校	小童小学校	甲奴小学校
	① 徒歩通学は、歩道でのマナーを守り通学路を通る。 ② 自転車通学は、各学校の自転車通学ルールに従い安全に留意して通学路を通る。安全確保の面から、ヘルメットは、記名の上、正しく着用することとし、中学1年生を対象に交通安全教室を行い、自転車通学許可シールの発行を行う。ヘルメット未着用，2人乗り，改造自転車，並進，自転車通学許可違反については，特別な指導をする。	全学期を通じて，集団登下校を行う。登下校は原則徒歩とする。	①通学班での登校を原則とする。集合時刻，歩道でのマナーを守り通学路を通る。 ②スクールバス内では，シートベルトを着用する。
登校・遅刻・欠席・早退・外出	共 通		
	第3条 登校・遅刻・欠席・早退・外出については、次のことを指導し，望ましい生活習慣づくりをするために，登下校等に関する規程を定める。 (1)欠席の場合，8時15分（8時20分）までに，保護者が欠席の理由を学校に連絡する。 (2)遅刻の場合，8時15分（8時20分）までに，保護者が遅刻の理由を学校に連絡する。また，遅刻して登校した場合は，職員室に報告して，授業場所に行く。 (3)早退の場合，必要に応じて，保護者が早退の理由，時間，早退時の下校方法（送迎する人や下校手段等）を予め学校に連絡する。 (4)外出の場合，原則，登校したら，校外には出ない。特別な理由がある場合は職員室に連絡して許可を得る。		

	甲奴中学校	小童小学校	甲奴小学校
	①登校時刻は、8時20分とし、教室に入り着席し朝読書を始める。	①登校時刻は、8時15分とする。	①登校時刻は、8時20分とし、教室に着席する。
頭髪（全校共通）	第4条 頭髪については、次のことを指導する。 学習活動や運動等の教育活動の妨げとならない清潔かつ自然な髪形や、長さとし、次のことを指導する。 (1)髪形 ①パーマ・染色・整髪料の使用はしないこと。 ②特別な事情がある場合は、事前に本人、保護者が学校に相談することとする。 ③学習活動や部活動、給食配膳等に支障がないように、前髪は目にかからないようにする。 ④髪留めやゴムは、安全で飾りのついていないものにする。		
化粧・装飾・装身具・不要物（全校共通）	第5条 化粧・装飾・装身具・不要物については、次のことを指導する。 (1)口紅（色付きリップクリームを含む）マスカラ等の化粧類 (2)マニキュア等の爪や皮膚への装飾 (3)ピアス、指輪、ネックレス、ブレスレット、サングラス、カラーコンタクト、ミサंगा等の装身具 (4)眉毛のそり落とし、眉毛の過度な加工 ※違反があった場合、特別な指導を行う。 (5)携帯電話や情報通信機器、デジタルカメラ、ゲーム類、マンガ、化粧品、装飾品持ち込み (6)カッターナイフ、彫刻刀等、危険な刃物の持ち込み（彫刻刀は授業で使用する場合あり） (7)学校での学習活動に必要でないものは持参しない。 ※違反があった場合は、学校預かりを行い特別な指導を行う。		

指導・身なり等	共 通			
	第6条 制服等，身なりについては，次のことを指導する。 校内外の学習活動及び登下校時（休業日を含む）は，学校が定める制服（服装）を正しく着用する。自由服の小学校は，各学校の服装の規程に準ずる。中学校では，平日の部活動後は体操服で下校してもよい。また，休日の部活動へは体操服または部活動で使用するもので登下校してもよい。※違反があった場合は，特別な指導を行う。			
		甲奴中学校	小童小学校	甲奴小学校
	(1)制服	【男子】 (冬用) ①黒のつめえり学生服・黒の学生ズボンとする。 ②学生服の下は白いカッターシャツとする。 (夏用) ①白カッターシャツとする。(第2ボタンを留める) ②ベルトを着用し，カッターシャツはズボンの中に入れる。 【女子】 (冬用) ① 紺のスーツ型制服と同色のスカート，またはスラックスとする。	①上着・長ズボン・半ズボン・スカート共に，学校指定の服とする。 ②シャツは，白のカッターシャツ・ポロシャツ・ブラウスを着用する。 ③ソックスは，白・黒・紺を基調とした派手でないものとする。 ④場に応じた服装を整える。	①服装は自由服とし，華美にならないようにする。 ②儀式的行事の時は，儀式にふさわしい服装とする。(例えば，白の襟付きのシャツやブラウス，黒・紺・グレーを基調とするズボン・スカートなど) ③令和3年度入学児童より，基準服を常時着用する。基準服は，白のポロシャツ・ブラウス，濃紺の上着，ズボン・スカートとする。 (通学帽子) ①黄色の通学帽子（2種類の指定のもの）を着用する。

	②制服の下は白いブラウスにえんじ色のネクタイを着用する。 ③スカートはひざがかくれる長さとする。 (夏用) ①上着をとり，白いブラウスを着用する。 (肌着) ①男女とも色柄物の肌着は禁止とし，カットソーシャツ，ブラウスから色が目立たないものとする。 (ベスト・カーディガン) ①冬用制服の下にベスト・カーディガンを着用してもよい。 ②ベスト・カーディガンの色は白・黒・紺・ベージュ・灰色など派手でなく，制服の裾からはみ出さない。また袖は手首より短いものを使用する。 (ソックス) ①ソックスは，白・黒・紺・グレーを基調とした派手でないものとする。 ②ローソックス（くるぶしソックス），ルーズソックス，色柄の入っているものは禁止とする。（ワンポイントは可能）	
--	--	--

		(名札) 必ず着用する。忘れた場合は、職員室にて予備の着用をする。紛失した場合は、新規注文を行う。		
	(2) 靴	①通学靴 学校指定の靴を使用する。紐を結び、かかとをふまない。ただし、雨天や降雪の際は状況に応じた長靴等（華美でないもの）で登校してもよい。 ②体育館シューズ 男女とも規程のものを使用する。体育館以外での使用はしないこと。紐を結び、かかとをふまない。 ③校舎内シューズ 男女とも規程のものを使用する。体育館での使用はしないこと。紐を結び、かかとをふまない。	①通学靴 運動しやすい運動靴で華美にならないもの。（雨や雪の場合は長靴を履いてもよい。） ②上履き 学校が指定したシューズとする。	①通学靴 登下校や学習でを使用することから機能的な運動しやすい靴を使用する。かかとを踏まない。（雨天時や降雪時は、長靴を使用してもよい） ②上履き・体育館シューズ 学校の指定のものを使用する。かかとをふまない。
	(3) 体操服	①学校指定の紺色のジャージ上下，白半袖シャツ，紺色ハーフパンツとする。（男女同じものとする）	①学校指定の長袖トレーニングシャツ・トレーニングタイツ・丸首半そでシャツとする。 ②トレーニングタイツの代わりにハーフパンツを着用してもよい。	①学校指定の長袖トレーニングシャツ・トレーニングパンツ・丸首半そでシャツとする。 ②トレーニングタイツの代わりにハーフパンツを着用してもよい。

		①季節や気温により上記体操服を組み合わせ着用する。 ②赤白帽子を着用する。(ゴムひもをつける。) ③体育館シューズは、シューズを併用する。 ④体育の時間や学校が指定した活動時に着用する。 ⑤高学年において、体操服を再購入する場合は、甲奴中学校指定のものとしてよいこととする。
	(4)ウインドブレーカー，防寒着等 ①各学校の規程に準ずる。華美でないもの。 ②特別な理由のない限り，教室内では防寒着を着用しない。 ・違反があった場合は，特別な指導を行う。	

2 学校生活

違反を繰り返す児童生徒の場合、特別な指導を行う。

(1) 授業や部活動

- ①自分の持ち物には、必ず記名する。
- ②時間(チャイムの合図)を守る。
- ③授業時の挨拶、返事、言葉づかいを大切にする。

(2) 休憩時間

- ①許可なく校外に出ない。
- ②特別教室や、他の教室には、勝手に入らない。
- ③廊下等、校内を走らない。
- ④学校の施設や道具、草花や樹木、飼育動物を大切にする。
- ⑤整理整頓をする。(靴箱、机、ロッカー、掃除道具入れ、掲示物等)
- ⑥校内放送は静かに聞く。

(3) 保健室利用

- ①体調がすぐれない場合、保健室を利用することができる。利用時間は、1時間程度として、体調の回復が見込めない時は、学校から保護者に連絡をする。
- ②度重なる保健室の利用の場合、保護者に連絡し、医療機関への受診をすすめる。

(4) 給食

衛生面に注意して給食当番等をする。

(5) 掃除

掃除は、学校の環境を整える学習活動の一つである。時間いっぱい丁寧に掃除をする。

(6) 教育相談

- ①学校は教育相談の窓口を設け、児童や保護者からの相談に対応する。
- ②学校は、児童生徒、保護者から教育相談の希望があった場合、スクールカウンセラーやこども応援センター等と連携する。

(7) その他

- ①忘れ物等で学校に行く場合は、職員室に連絡して許可を得ること。

- ②卒業生や部外者の学校内への無断立入りは禁止する。用事のある場合は、職員室へ連絡する。学校の敷地内に入り、指導したにも関わらず、校外に移動しない場合、関係機関と連携する。

- ③学校内の施設設備、備品等を破損した場合や発見した時は、職員室に届け出る。場合によっては、関係機関と連携する。

- ④ケガや体調不良で、保護者に送迎をしてもらう場合は、学校の正門前や地域住民の迷惑になる場所で乗降車しない。

第3章 校外での生活に関すること (校外の生活)

本章の指導は、学校・家庭・関係機関が連携をとり指導する。指導を繰り返す児童生徒の場合は、特別な指導を行う。

第7条 校外の生活については次のことを指導する。

- (1)保護者の許可なく児童生徒だけでの市街への外出はしない。

- (2)児童生徒だけでの市外への外出はしない。

- (3)児童生徒だけでのカラオケボックス、ゲームセンター、インターネットカフェ、マンガ喫茶、大型店舗内のゲームコーナーへの入店は禁止する。これ以外の施設については各家庭で責任を負う。

- (4)児童生徒だけでの外泊や夜間徘徊禁止

- ①保護者は、夜間(午後11時から翌日午前5時までの時間)(午後8時から翌日午前6時までの時間)児童生徒を外出させないようにする。

- ②保護者は、広島県青少年健全育成条例により、娯楽施設の利用にあたっては、同伴の場合であっても、夜間の利用はしないようにする。

- ③休日に友達の家遊びに行く場合は、原則として午後からとし、午後6時までには帰宅す

る。(11月～2月は午後5時帰宅)

(5) 情報通信機器

- ①本市は、学校への携帯電話の持込を原則禁止している。携帯電話等の情報通信機器について、保護者は家庭でのルールづくり、ストップ9、夜間の携帯電話の保管場所、情報通信機器（パソコン・ゲーム機等）のフィルタリングに努める。

(6) 酒・たばこ類等の購入

- ①保護者は、酒、たばこ類を児童生徒に購入させないようにする。

(7) 危険個所への立入り

- ①保護者は、立入り禁止箇所や廃屋、池等危険が予想される場所に児童生徒が立入らせないようにする。

(8) 交通違反

- ①保護者は、道路交通法に違反させないようにする。
- ②保護者は、自転車を利用する際には、ヘルメットを正しく着用させ、自転車保険への加入をする。
- ③虐待の疑われる場合は、学校より関係機関に通告し連携して支援する。
- ※虐待：身体的、性的、ネグレクト、心理的虐待または疑われる場合。
- ※保護者としての監護を著しく怠る等、疑われる場合。

第4章 特別な指導に関すること

（特別な指導）

「社会で許されないことは、学校においても許されない。」ことであり、児童生徒が起こした問題行動を反省させ、事後よりよい学校生活を送るために自己を振り返り、適切な行動ができるよう指導する。

（問題行動への特別な指導）

第8条 問題行動への特別な指導として、問題行動を起こした児童生徒には、教育上、必要と

認められる場合は、特別な指導を行う。但し、発達段階や常習性も配慮し指導を行う。

(1) 法令・法規に違反する行為

- ①いじめ
- ②窃盗・万引き・占有物離脱横領
- ③喫煙・飲酒
- ④暴力・威圧・強要行為
- ⑤公共建造物・備品等器物損壊
- ⑥交通違反
- ⑦性に関するもの
- ⑧薬物等乱用
- ⑨刃物等所持
- ⑩その他の法令・法規に違反する行為

(2) 学校の規則等に違反する行為

- ①暴力行為（対教師・生徒間・対人・器物損壊）※相手に外傷等がなくても有形力の行使が暴力行為となる場合もある。（体当たりや腕で突く等）
- ②喫煙・飲酒及び準備行為（購入・所持・行為同一場所滞在）
- ③登校後の無断外出、無断早退
- ④指導に従わない（指導無視・暴言・授業エスケープ・授業中の無断立ち歩き・授業妨害行為等）
- ⑤携帯電話の持込み（許可申請を除く）
- ⑥学習等に必要のない不要物持込み
- ⑦不正行為（テスト等のカンニング等）
- ⑧家出及び深夜徘徊
- ⑨金品強要
- ⑩無免許運転及び同乗
- ⑪無断アルバイト
- ⑫暴走族等、関係団体への加入及び参加
- ⑬不健全娯楽や不純異性交遊
- ⑭情報機器等を介した誹謗中傷の書き込み
- ⑮その他、学校が教育上指導を必要とする判断した行為。

（反省指導等）

第9条 特別な指導のうち、反省指導等は、次の通りとする。但し、発達段階や常習性も配慮し指導を行う。

(1)説論による指導

①口頭による説論指導（短時間での指導）

(2)学校反省指導

①別室による反省指導

（1～2時間→半日→1日→3日→5日）

②授業観察による反省指導

（1日→3日→5日）

③奉仕作業による反省指導

（1日→3日→5日）

④教育相談と反省指導を複合した指導

（スクールカウンセラー・こども応援センター等）

⑤保護者来校による授業観察指導

（半日→1日→3日→5日）

⑥学校と保護者による協議

（反省指導の実施）

第10条 反省指導の実施については、原則、学校反省とする。

(1)反省指導は、登校させて別室で行う「別室反省指導」と通常の学校生活（授業等）で行う「授業反省指導」の2段階がある。

①反省指導期間中にある定期テスト等は別室で受験する。

②反省指導期間中にある学校行事や部活動の公式大会への参加は、別途協議する。

（反省指導の期間）

第11条 反省指導の期間については、別室反省指導の期間は、概ね1時間から5日とし、授業反省指導の期間は、概ね1日から10日とする。ただし、発達段階や問題行動の程度、繰り返し等により指導期間を変更することがある。

（特別な指導を実施するにあたって）

第12条 特別な指導は、児童生徒が自ら起こした問題行動に気づき、振り返る時間を通して、その時の適切な行動は、どうすればよかったの

かについて考える。同じ問題行動を繰り返さずに、事後よりよい学校生活を送り、人格の形成を行うためのものである。この観点から、実施にあたっては、次の事項について明確にする。

(1)特別な指導は、学校体制として取組み、事実の確認、反省（振り返り）、再発防止のための具体的な約束や展望を持たせる。

(2)特別な指導を行うにあたっては、十分な事実確認を行い、指導記録を残す。

(3)特別な指導のねらいや期間、指導計画を明確にし、児童生徒・保護者・教職員で確認する。

(4)法令・法規に違反する行為、いじめ、暴力行為、その他、児童生徒で、指導を繰り返す場合は、関係機関に相談し、学校と関係機関及び保護者が連携して指導する。

(5)反省期間については、形式的にならないようにし、目的を明確にし短期間で行う。（目安となる日数を第11条に明記）また、児童生徒の発達の段階も考慮して効果的に行う。

（規程の周知）

第13条 児童生徒を対象とする全校集会や保護者を対象とする入学説明会、全保護者が席する入学式、PTA総会、学級懇談会、地域懇談会等で直接説明を行う。また、ホームページでの公開や、学校に来校のない保護者には、家庭訪問や郵送等を通じて、周知の徹底を図る。

（反省指導の内容）「事実確認表」「振り返り表」「反省指導記録表」により指導する。

附則 毎年、年度末に生徒指導規程の見直しを行う。